

2006 年 4 月 29 日

武庫川流域委員会委員長 松本 誠 様

委員 岡田 隆

流域委員会の運営については、多大なご尽力をいただき、ありがとうございます。

第 40 回流域委員会では、従来積み重ねてきた議論を総括し、基本高水流量について結論を得るため最終的な努力が展開されるものと考えます。

私は既に意見書等においてこの問題について見解を述べてきました。本意見書ではそれらの見解を整理して、当日の議論の参考として頂きたく要点をまとめました。

#### 基本高水流量の設定について

基本高水流量については、第 19～22 回流域委員会で意見書を提出して見解を述べさせて頂きました。現在も基本的には同じ考えであり、以下に結論だけを記します。

1. 基本高水のピーク流量は  $3,800 \pm 200 \text{m}^3/\text{s}$  が適当と考える。安全のために範囲内の最大値を取って  $4,000 \text{m}^3/\text{s}$  とする。
2. 基本高水流量は、超長期の目標であっても、いつかは到達すべき目標値である。到達期限が無限遠点にあってもよいということではない。
3. 現在の状況では、河川整備計画（20～30 年を期限とする）の期間内に、基本高水流量の設定値まで治水計画が進捗することは恐らく不可能である。
4. しかし整備計画の期限経過後であれば、基本高水と整備計画によって達成された治水計画との差は、縮小しているので、その後さらに 30 年（仮に第 2 次整備計画とする）の期間を設ければ、計画達成の見極めは想定可能である。それでも全く到達可能性の推測が立たないようでは理念だけであって現実的な政策目標とはいえない。
5. 実際的な案として、河川整備計画が達成された時点（仮に 30 年後とする）において、計画の実施結果を点検した上で、基本高水流量を再確認（必要なら変更を含む再設定）する事が必要である。（河川整備基本方針に付帯条項としてその旨明記する。）  
今後 30 年間で地球環境の変化により、どのような異常気象が発生するか現在の科学技術では予測不可能であり、上記設定を加えることが 30 年後の社会情勢等に対応できる現実的な河川政策と考える。
6. 基本高水流量は、設定された整備計画の実施期間中は、超過洪水対策の基準値とすれば、整備計画とは別に下流の堤防強化策や防災対策の樹立などにも一つの目安として役立つこととなり、こうした面での活用を考えるべきである。

### 河川整備計画について

- 1．河川整備計画は、「20 乃至 30 年間に行われる具体的な整備の内容」(河川砂防技術基準)として定義されている。期限・内容ともに具体的であって、達成可能なことが求められている。
- 2．従って河川整備の実際的な内容(河川内の場所の特定)・規模(各地点における工事量)の概略も当然決定されねばならない。
- 3．計画の具体性は当然実行を可能とする予算の裏付けがなければならない。国家、県財政ともに余裕がなくなっている現在、いくら理想的であっても実現可能性の乏しい計画の設定は、住民への説明責任を放棄することになり、許される事ではない。

河川整備基本方針・河川整備計画はともに新河川法の制定(H.9)によって定められたものである。その基本は旧河川法と異なり、河川政策の基本として治水・利水・環境の3項目を挙げるとともに、事業の遂行に当たっては住民の意見を聴くことが明記されている。また武庫川では河川管理者である知事の方針として、総合治水対策を(特に武庫川では)十分に検討することが基本方針となっている。

この2点は旧河川法による工事实施基本計画(略称 工実)と大きく変わっているところで決して無視することはできず、両者とも武庫川の将来計画を決める場合には遵守しなければならない。この点、河川管理者も住民も共に十分に認識して、将来の武庫川及びその流域について理解と合意が得られるように努力すべきであると考え。